

明治6年の対清交渉にみる「副島外交」の検討

安養寺 信 俊

はじめに

副島種臣（1828－1905）が、欧米視察に向かう岩倉具視の後を襲って、外務卿に就任したのは明治4年11月のことである。彼は、明治6年、清国に渡って外交交渉を行っているが、それはいわゆる「副島外交」としてよく知られている。大正8年、パリ講和会議で全権委員を務めた牧野伸顕は、「北京に使し、外交団の首席として清帝に親謁する新例を開き、更に韓国問題、台湾生蕃問題に対する我が自由行動の権利を清国に認めしめたるなど、いづれも外交史上に不朽の光輝を放つものなり¹」と述べて、副島の対清外交を高く評価している。

筆者はこれまで副島種臣の政治思想史的研究を重ねてきたが、副島の国際関係についての考え方や外交思想を知るうえで、明治6年の対清交渉の検討は避けて通ることのできない課題であると思われる。しかしながら、副島外交に関する政治思想史的研究は残念ながらいまだ本格的には行なわれていない。その一方で、石井孝氏は副島外交をアメリカの東アジア政策の中に位置づけて検討されている（『明治初期の日本と東アジア』有隣堂、1982年）。また、毛利敏彦氏は「近代国民国家」の外交原則の観点から副島外交を再評価されている（『明治維新政治外交史研究』吉川弘文館、2002年）。両者の貴重な先行研究によって、副島の対清交渉の全貌はおおよそ明らかにされ得たといってもよいであろう。但し、両者の研究はそれぞれの研究視角に基づいた検討であり、本稿の目的とする副島の国際関係観あるいは外交思想の解明ということは十分に果たされているとは言い難い。

そこで、本稿においては、まず、石井孝氏および毛利敏彦氏の研究業績に依拠しながら、改めて副島の対清交渉の実態を整理しつつ、副島の国際関係観あるいは外交姿勢の再構成を行う。その過程で、副島の外交思想を研究するうえでの基本的な論点を浮き彫りにするとともに、その全体像の解明に筋道をつけることを本稿の課題としたい。

注 （なお、引用箇所において、一部、旧字体を新字体にあらためたことをお断りする。）

¹ 丸山幹治『副島種臣伯』みすず書房再版1987、序2頁。

1 石井孝の「副島外交」像

まず、石井氏によれば、明治初期の日本政府の外交方針は、明治18年の福沢諭吉の「脱亜論」を待つまでもなく、「ずっと前から明治政府によって実践されてきた外交路線²」とされている。すなわち、「条約（日清修好条約、引用者）の内容が欧米諸国との条約をモデルにするばかりでなく、外国側の斡旋によって条約を締結しようとするところに、日本政府の対中国外交における「脱亜」路線の貫徹がみられる³」。このような視点を有する石井氏は、明治6年の対清交渉を日本政府の「脱亜」という外交路線の実現過程として位置づけるのである。

ところで、日清修好条規は明治4年9月に調印されているが、石井氏によれば、「それは、日本側の最初の意図に反した対等条約であった。しかし、相互に領事裁判権を認め、また税率も欧米列強から課せられたものをそのまま認めあった対等であるという点で、特殊性をもっている⁴」。さらに、そこには中国側の要求によって、「若シ他国ヨリ不公及ヒ輕貌スル事有ル時、其知ラセヲ為サバ、何レモ互ニ相助ケ、或ハ中ニ入り、程克ク取扱ヒ、友誼ヲ敦クスベシ⁵」という一条が付加されていた。つまり、石井氏は、日清修好条規には日本が「脱亜」路線から逸脱すべき要因が孕まれていたとみるのである。

全権伊達宗城が帰国すると同時に、領事裁判権を中国側に付与したこと、最惠国条項・内地通商権を放棄したこと、などを理由として国内では批准反対論が唱えられた。また日清修好条規は欧米諸国の反発を買い、たとえば英国代理公使アダムズは「かの条約が批准されるならば、日本が戦争に巻き込まれるかもしれない危険がある⁶」と警告している。そこで、翌明治5年、少弁務使柳原前光が渡清して修正を求めるが、清国側はこれに応じず、同8月26日、日本政府は批准の方針を決定した。

このように石井氏は、日清修好条規調印の経緯を検討する過程で、明治政府の外交方針の変遷を解説している。この条約の批准は、明治4年11月、外務卿に就任した副島の責務となるのであるが、彼が渡清するについてはつぎの事件が直接の契機となる。

明治4年12月17日、宮古島船が嵐に遭遇して台湾南部に漂着した。そのとき、乗組員66名中54名が原住民によって殺害されるといういたましい事件が起きた（以下、台湾事件とする）。この事件は、日本国内における台湾出兵論の引き金となったのである。他方、「かねてパークスに対抗して、日本における影響力を増大しようとする野望をもっていた米国公使デ＝ロンクは、これにつけこんで、日本政府の台湾遠征に対する支持・助言を与え⁷」ることを目論む。「そこには、日清修好条規で「脱亜」

² 石井孝『明治初期の日本と東アジア』有隣堂1982、3頁。

³ 同上、3頁。

⁴ 同上、4頁。

⁵ 同上、4頁。

⁶ 同上、4頁。

⁷ 同上、5頁。

的傾向がはばまれた日本を、ふたたび「脱亜」の方向へ引き戻そうとする意図が潜んでいた⁸」と、石井氏はデ=ロングの行動を推測する。

すなわち、石井氏は、日清修好条規をめぐって一頓挫した明治政府の「脱亜」志向が改めてアメリカ外交団の日本政府への「支持・助言」によって復活した、というのである。そして、彼らの働きかけの対象が、まさに外務卿の副島ということになる。以下、石井氏は、いかなる手段方法によってアメリカ外交団の関与が行われたのか、ということ进行を明らかにするのである。

さて、東京へ向かう琉球国王使節が鹿児島に到着したのを機に、明治5年8月31日、鹿児島県参事大山綱吉は、先の台湾事件を取り上げて、「皇威ニ丈リ問罪ノ師ヲ興シ、彼（台湾の原住民、引用者）ヲ征セント欲ス⁹」ることを建言する。このことは、またデ=ロングを利することになったのである。

明治5年10月23日頃、厦門駐在米領事リ=ジェンドル¹⁰がワシントンへ赴く途中横浜に到着したとされるが、その件について、石井氏は、「日本側の台湾遠征計画を耳にしていたデ=ロングが、リ=ジェンドルを招致したのではないかという疑問も起る¹¹」という。つまり、石井氏は、日本国内で台湾出兵論が起きたことと時を同じくしてリ=ジェンドルが来日したのは偶然とは思われず、デ=ロングの意図した計らいであろう、とみるのである。今後、アメリカ側の副島に対する働きかけは、主にリ=ジェンドルを介して行なわれている。

リ=ジェンドルと会談を繰り返した副島は、彼に、デ=ロングと同額の俸給を支給し、さらに、「リ=ジェンドルを遣清使節の補佐にするばかりでなく、戦争のさいには日本軍の指揮官とし、さらに占領地の長官にもする¹²」と述べた。しかし、この副島の個人的な意向は、「まず、外国人に高権を付与することへの東洋一般の反対、つぎに、米国人にかかる顕著な特惠を与えるときは、欧州諸国の人心に偏見を刺激するという恐れ¹³」を理由として政府内で反対された。石井氏は、この間の副島の態度について、「いかに副島がリ=ジェンドルに信頼をおいていたかがわかる¹⁴」としているが、筆者においては、副島のリ=ジェンドルへの傾倒振りは一国の外務卿の立場からして疑わしいものがある。

明治5年12月6日、副島は、政府が彼を大使として北京に派遣すると決定したことをデ=ロングに報告する。その使命とは、第一に、清国皇帝の親政および成婚を祝する天皇の親書を提出すること、第二に、先の日清修好条規の批准交換、第三に、日本天皇が琉球諸島に対する主権を有することを清

⁸ 石井孝『明治初期の日本と東アジア』有隣堂1982、5頁。

⁹ 同上、6頁。

¹⁰ この「リ=ジェンドル」の表記について、後述の毛利敏彦氏は「リゼンドル」とされているが、同氏の引用箇所を除いて本稿では石井氏に倣って「リ=ジェンドル」として統一した。また、「デ=ロング」についても、毛利氏は「デロング」とされているが同様の処理をした。

¹¹ 前掲、『明治初期の日本と東アジア』、7頁。

¹² 同上、14頁。

¹³ 同上、15頁。

¹⁴ 同上、14頁。

国政府に告げること、第四に、もし清国政府が台湾事件に対する償金を与えかつ同様の事件を繰り返さないという保障をしなければ、日本政府は蛮人を処罰し、このような事件の再発防止の処置を取ること、さらに、戦備ではなく外交交渉によって両国間の紛争を解決することであった¹⁵。この内容を検討した石井氏は、「副島がデ＝ロングに伝えた遺清の使命は、すべてデ＝ロングおよびリ＝ジェンドルが副島に助言した線に沿っており、とくに外交交渉の優先を表明しているところに、助言を入れた跡がみられる¹⁶」と指摘している。この「助言」とは、武力に訴える前に外交的・平和的努力をすること、琉球に対する日本の無条件・無制限の支配権を主張すること、台湾事件について遺憾の意の表明と同様の事件を繰り返さないとの保障を中国から取り付けることを内容とするデ＝ロング、リ＝ジェンドルの共同提案のことであろう¹⁷。さらに、アメリカ外交団による「助言」は、いわゆる「リ＝ジェンドル覚書」によっていっそう具体的なものとなっていく。

明治5年10月28日、リ＝ジェンドルは、副島に対して、台湾事件に関する意見書を提出することを約束する（都合五回）。なかでも第五回目の覚書は「交渉にさいして中国側の種々の出方を想定した外務卿の質問があったのに答え¹⁸」たものであり、石井氏によれば、それは、「副島外務卿の遺清がきまった一二月一九日以後に書かれたもの¹⁹」であろうとみなされる。そこで、副島の対清交渉に深く関わってくる「第五覚書」の概略を示す。

第一に、「清政府ニテ台湾生蕃^{アツ}ノ地ハ我カ政権ノ及フ処ト云」う場合は、台湾志・武功紀成などの書籍、また以前リ＝ジェンドルが原住民と交渉した際に彼らが「台湾ノ鎮台ガ実ニ政権ノ生蕃ニ及ハサル趣ヲ述ヘタ」ことによって、「台湾生蕃^{アツ}ノ地」に清国の政権が及んでいることを否認する。第二に、清国政府が「生蕃ノ地ニ権ナシト云」う場合は、ただちに「生蕃」との直接交渉を開始する。第三に、清国政府が台湾は自国の領土であるが政権は及ばないという場合は、日本は「生蕃ノ地ニ政権ヲ及ボシ、此後右様ノ暴行ヲ止メ、生蕃等ヲ開化ニ赴カ」せる手段をとる。第四に、清国政府が以上のすべてを拒否した場合は、「可成丈平穩ニ談判セント心ヲ砕キ詞ヲ尽シタレトモ、貴国一々是ヲ否メリ」としたうえで、「此后如何之処分ヲ為サンカ、都テ我邦ノ意ニ任セントス」との最後通告を与える²⁰。

この「第五覚書」について石井氏は、「これによると、平和的と称する対清外交交渉はすべて、台湾占領の口実を探すためであることがわかる。……リ＝ジェンドルによれば、副島の使命は、台湾の占領をめざす、軍事色のきわめて濃厚なものであった²¹」とみている。つまり、石井氏によれば、先の「助言」に示された「外交交渉の優先」ということはあくまで「台湾占領の口実」を得るためのも

¹⁵ 石井孝『明治初期の日本と東アジア』有隣堂1982、16頁。

¹⁶ 同上、16頁。

¹⁷ 同上、12頁。

¹⁸ 同上、24頁。

¹⁹ 同上、24頁。

²⁰ 同上、24-26頁。

²¹ 同上、26頁。

のであったということになる。

明治6年3月9日、副島大使は、渡清に際して、太政大臣三条実美から委任事項を宣示されている。要旨のみを記しておこう。清国政府が台湾全島を所屬地としたならば、横殺に逢った者のために「伸冤ノ処置」を取る。清国政府がそこを所屬地ではないとしたならば、朕の処置に任せる。清国政府がそこを所屬地であるとしたにもかかわらず談判を引受けない場合は、清国政府の政權が喪失していることを明らかにしたうえで生蕃人による無道暴虐の罪を論責する²²。

さて、以上の委任事項を与えられた副島外交団は、3月12日、渡清へと向かう。4月30日、天津において副島は、直隸総督兼北洋大臣李鴻章との間で日清修好条規の批准交換を終える。翌5月1日、李を訪問した副島は、日清両国が相互に治外法権を認め合っていることは「自主ノ權²³」を失うものであるとして改正を期待した。これに対して、李は、「閣下ノ論至大至公、予カ同意スル所也²⁴」と応じている。つまり、両者は、日清両国が欧米諸国(=主權国家)と同等の權利を回復することで意見が一致したのである。

5月7日、副島大使一行は北京入りするのであるが、そこでは、先の使命にいう清国皇帝との謁見に関して問題が生じた。すなわち、清国側は、日本は同じく儒教文化圏に属するとの理由から副島に対して跪拝を求めたのである。これに対して副島は、日清両国の国家關係は対等であるとし、当時の国際法とみなされる「万国公法」に則した礼式(=立礼)で謁見に臨むとして譲らなかつたのである。この謁見に関していえば、新聞記者の池辺三山が「清国に対し積極的に国威の伸張を企て明治政府の外交は伯を得るに至つて始めて其の体を成すの端緒を啓けり²⁵」(東京朝日)と評したように、その問題は、副島の対清交渉を特徴づけるものとして注目される。ところが、石井氏の記述は約半頁に過ぎない。この関心の低さは、明治政府の外交方針を検証するという石井氏の研究視角に因るものと思われる。この交渉は一ヶ月余続けられたが折り合いがつかず、6月19日、副島は随員との協議の結果、臣下を意味する屈辱的な礼式を拒んで帰国することを決意する。

ところで、6月21日、副島は、部下の柳原前光、鄭永寧の二人を総理衙門に派遣して、台湾問題を説明させる。柳原は、台湾に漂着した日本人が「蕃人」に殺害された件に関して、台湾に問罪の使を派遣する意図を表明した。清国側は、琉球は中国の藩屬であるという立場から琉球人を救済して本国へ送還したと応じる。柳原は、琉球人は日本国の人民であると前置きしたうえで、「我国保民ノ權ヲ用テ専ラ其冤ヲ伸ヘ不ルヲ得ス」とし、さらに、「生蕃」に関する清国側の処置はどうするのか、と問う。それに対して、清国側は、「生蕃」は「化外ニ置キ、甚タ理スル事ヲ為不ルナリ」と返答したのである。この清国側の回答は柳原の期待に添うものであった。柳原は、もし他国が台湾を占拠す

²² 石井孝『明治初期の日本と東アジア』有隣堂1982、30頁。

²³ 同上、31頁。

²⁴ 同上、32頁。

²⁵ 前掲、『副島種臣伯』、8頁。

れば「我南海中ニ復ターノ患害ヲ滋シ諸島ノ危ヲ致ス」ので、日本政府はただちに「蕃地」を征討することを計画している、と清国側に伝えている²⁶。「これは、中国が放棄している野蛮の地を支配するのは、文明国日本の権利であるとするリ＝ジェンドルの説にもとづいているものと思われるのであって、また他国が台湾を占拠する予防処置とする見解も、リ＝ジェンドルの説と同じである」と、石井氏は柳原発言におけるリ＝ジェンドルの関与を示唆している²⁷。「リ＝ジェンドルの説」とは、「第一覚書」にいう「日本政府ハ……西人ノ我カ近北ニ在テ植民スルヲ好マサル故ニ、モシ支那政府ニテ此地ヲ有スルヲ好マスハ、西人ノ手ニ落サンヨリハ寧ロ我国ヨリ此地ヲ領スヘシ²⁸」などを指すのであろうが、石井氏は、日本外交は現実にリ＝ジェンドルの「助言」を採用したというのである。

ところで、石井氏は、「副島はみずから、この最大の問題（台湾事件の解決、引用者）について中国当局と交渉することなく、随員の柳原に交渉させ²⁹」たことを疑問とする。

「それは多分、相互に知らぬふりをしあい、確実な性格のこゝろをできるだけいわないという、両者の便宜に役立ったであろう。……一方日本は、『蛮人』の行為に対し中国が責任を負わぬことについての漠然たる発言が、そうすることを適当とするときはいつでも、みずから処置をとる機会を日本に与えると想像したかもしれない³⁰」。石井氏は、日本側が領土問題を正式の議題としなかったのは、いつでも台湾に対して実力行使を行う余地を残すためであったとみている。

実際、清国政府の内情はつぎのようなものであった。「当時中国側では、台湾問題で副島が強硬な態度に出るのは謁見問題が不調に帰した結果で、謁見問題が解決すれば、「生蕃問罪ノ説」もやむであらうと想像していた³¹」。そこで、6月24日、文祥ら総理衙門大臣は副島の希望する頭班、単独謁見を認めたことを告げた。その結果、6月29日、副島と清国皇帝との謁見の儀式は執り行なわれたのである。

デ＝ロングは、副島の帰京当日である7月26日に、つぎのような内容の書簡を書き送っている。「閣下被奏大功、御帰朝相成候段、実に拙者の矜誇此事に御座候。且地球上にて最も頑固傲慢なる皇帝之各国に魁として謁見を被為遂候は、実に日本使節の光栄に有之、加之是迄各国とも困却致居候難論も閣下の英才、巧手に依り忽ち氷解致し候³²」。これを解説して石井氏は、「副島の渡清は、デ＝ロングの企画に成ったものであるから、副島が使命を果たして帰国したことは、デ＝ロングにとっても大きな喜びであったにちがいない³³」という。つまり、石井氏においては、副島の対清交渉は終始一貫し

²⁶ 前掲、『明治初期の日本と東アジア』、33頁。

²⁷ 同上、33-34頁。

²⁸ 同上、20頁。

²⁹ 同上、34頁。

³⁰ 同上、35頁。

³¹ 同上、35頁。

³² 同上、35-36頁。

³³ 同上、36頁。

て「デ＝ロングの企画」に拠るものであった、とみなされるのである。

ところで、石井氏の論述から、どのような副島の外交姿勢が窺えるのであろうか。

石井氏は、副島の対清交渉の政策形成とデ＝ロングらの助言とを比較検討して、その間の整合性を明らかにされている。このことからすれば、一見、副島は「デ＝ロングの企画」に沿った外交を展開したようにみえる。リ＝ジェンドルの採用時の記述などをみても、副島はアメリカ外交団に十全の信頼を置いていたとみなされる。

さて、副島は、渡清中、つぎのような発言をしている。「李仙得（リ＝ジェンドル、引用者）等諫テ曰清人ノ頑固ナル各国年来熟知スル所ニシテ其弁公スルニ當リテハ事大小トナク必ス先ツ衆議商定シ而シテ后之ヲ発ス發シテ中ラ不レハ別ニ機宜ヲ尋ネ以テ成熟ヲ期ス……大使笑テ曰夫レ各国公使ハ駐京日長キヲ以テ従容事ヲ弁スヘケレトモ予ハ頭等代君ノ欽使ナリ況ヤ予カ言論ノ如キハ中外恐ク未タ人ノ道ヒ及ホセシモノ有ラン……若シ吾カ日本外務大臣ヲ以テ惟他人ノ脚跟ニ随ヒ事ヲ行ハハ何ヲ以テ我皇上ヨリ任セラレタル大命ヲ復セン乎³⁴」（明治6年6月4日）。ここで副島は、リ＝ジェンドルの「助言」を斥け、自らの「言論」に自信のほどを示しているが、そこには、アメリカ外交団に依存しない副島の外交姿勢が窺える。

石井氏の描く副島外交は随分アメリカ外交団に傾斜したものとなっているが、それは、副島外交の一面に過ぎない。そのような見方を提起されたのは、石井氏の研究視角に因るものと思われる。すなわち、石井氏の目的は明治政府の外交路線を確定することであり、「台湾出兵問題は、この琉球に対する処置と密接な関係がある³⁵」とされている。つまり、石井氏は、当初から、副島の対清交渉を翌7年5月に実施される台湾出兵の前段階として位置づけていたのである。このような観点から副島の対清交渉を検討すれば、それは、「台湾占領の口実を探すため」ということに落ち着く。したがって、従来から副島外交の性格を規定した謁見問題は、石井氏の主たる関心事とはならないのである。

2 毛利敏彦の「副島外交」像

その一方、毛利氏は、従来の研究に対して、「事実関係においてはとくに付け加えることはないが、琉球藩設置と台湾問題との関係、副島の政策形成に影響を与えたアメリカ公使デロングやお雇い外人リ＝ジェンドルの所論、副島の心境における振幅、「化外」発言をめぐる状況、そして副島対清外交の評価などについて在来の所論に不満がある、そこで、「事実経過に即して私の解釈ないし理解を提示する」という³⁶。この毛利氏の論点は多岐に互っているが、以下、本稿の目的に照らして主要なものを取り上げる。

³⁴ 外務省編『日本外交文書 第六巻』日本外交文書頒布会1955、166頁。

³⁵ 前掲、『明治初期の日本と東アジア』、6頁。

³⁶ 毛利敏彦『明治維新政治外交史研究』吉川弘文館2002、136頁。

明治5年11月、副島は、「請フ、親ラ清ニ適キ換約ヲ藉リ以テ北京ニ立入り、各国公使ヲ説倒シテ其嫉疾ヲ絶チ、清ノ政府ト謁帝ヲ論ズルニ因リテ、告グルニ伐蕃ノ由ヲ以テシ、其経界ヲ正ウシテ半島ヲ開拓セン³⁷」という上奏をする。これについて、毛利氏は、「いわばリゼンドル・プラン実践の決意表明であり、外交交渉で台湾先住民地域の領有権を獲得してみせると天皇に約束したわけである³⁸」と解説しているが、石井氏と同じく、副島の対清交渉におけるリ＝ジェンドルの影響力を認めるのである。

他方で毛利氏は、清国皇帝との謁見問題については強い関心を示す。前述したように、清国政府は、謁見に際して、欧米諸国は立礼でよいが日本は「同文同種」であるから跪拝が必要であるとした。それに対する副島の反論である。

「人に五倫あり、曰く父子、曰く君臣、曰く兄弟、曰く夫婦、曰く朋友なり。今それ諸国の使を接するは、是れ朋友の交なり。……故にその謁見や立礼跪礼、宜しく遣使者の権によるべし。その延見や公朝便殿、一に接使者の意に聴くべし。もし紛々然として互に礼数を争う、是れあに朋友の道ならんや³⁹」(明治6年5月25日)。

毛利氏は「副島の議論をわたしなりに敷衍すれば⁴⁰」として、その解説を試みていう。「かれは、儒教道徳の根本教義である五倫(五種類の人間関係)を国家関係にも適用しようとした。そして、日清関係は五倫のうちの「朋友」であるべきだと想定した。……しかるに、跪拝は君臣間の礼であり、国家間に適用すれば朝貢国が宗主国にたいしておこなう礼であるから、もし朋友国間で行えば道を乱す、つまり聖賢の教えに反することになる⁴¹」とした。

この毛利氏の解説はどういうことを意味しているのか。伝統的な華夷秩序観に立てば、「君」＝中国、「臣」＝日本ということになり、従って、日本は臣下の礼式である跪拝が必要となる。しかし、現在の日清関係は「朋友」である。そこでは、「朋友」間の礼式が用いられるべきであり、それが「聖賢の教え」である。毛利氏は、このように副島の議論を「解釈」したのである。

さて、毛利氏が不満とする「副島対清外交の評価」とは、台湾事件の処理のことである。「かれ(副島、引用者)は、出発にあたって天皇自身の口から琉球民遭難事件解決のために「なんじ種臣それ往きてこれを伸理せよ」との上諭を授けられ、四カ条の委任要旨まで宣示された。それにもかかわらず、三ヵ月半に及んだ清国滞在中に自らは一度もこの問題を交渉の場に持ち出さなかつたのである。……明らかに上諭違反、いな上諭無視ではなからうか⁴²」。

³⁷ 毛利敏彦『明治維新政治外交史研究』吉川弘文館2002、155頁。

³⁸ 同上、156頁。

³⁹ 同上、160頁。毛利氏の訓み下しに拠る。

⁴⁰ 同上、160頁。

⁴¹ 同上、160頁。

⁴² 同上、163-164頁。

翻って、毛利氏は、「なぜ、副島ともあろうものが、上諭を忠実に実行しようとするどころか、手をふれないまま放置同然にことを終えたのであろうか⁴³」と疑問を呈す。そこで、毛利氏は、「……琉球ハ我属国ナリトハ必ラズ清人ノ主張スル所口、此ニ至リ琉球属国不属国論ヲ惹起シ節外ニ枝ヲ生ズルハ明ラカナリ⁴⁴」（『日清交際史提要』）との記述に着目する。従って、毛利氏の回答はつぎのようなものとなる。「要するに、副島は、琉球帰属問題をめぐる議論のゆくえに確信を持てなかったのである。……裏をかえせば琉球藩の国際的地位がなお未確定であることを自覚していたからであろう。副島は、この議論に深入りして足をとられ、苦心のすえにせっかく手にした謁見問題の成果をふいにしなくなかったからにちがいない⁴⁵」。副島は謁見問題で得た自らの名声を惜しんだのである。つまり、「副島大使は、「名」のためには「実」を諦めた、つまり琉球民遭難事件の責任を追及せよとの上諭遵守を実質的には放棄した⁴⁶」のである。

さらに、毛利氏は、「彼此全ク談話文ケニテ、一片ノ文書ヲ往復セザリシ⁴⁷」ことを問題とする。すなわち、柳原が清国側から得た「化外ノ地」発言を「文書」化しなかったのはなぜか、ということである。この点について、毛利氏はつぎのような「解釈」を示す。「肝心の謁見問題が行き詰まったとき、手ぶらで帰国するわけにもいかず、六月二日に柳原と鄭が急遽総署を訪問して琉球民遭難事件について質問したのだが、もしかしたら、この奇襲戦術はリゼンドルの入れ知恵だったのかもしれない。……こういった次第だから、このときの間答を文書で確認しなかったのは、けっして柳原らの手落ちでなく、もともと文書化できるような状況でなかったであろう⁴⁸」。毛利氏は、「化外ノ地」発言は、正式の交渉ではなく、「奇襲戦術」によって得られたものであるから、文書化できなかったというのである。

以上の毛利氏の論述をみれば、謁見問題に関しては従来の「評価」を踏襲するものの、こと台湾事件の処理方法に関しては非常に手厳しいものとなっている。そのことは、毛利氏の外交論に関わって来るものと考えられる。毛利氏はつぎのように述べている。すなわち、「琉球藩設置方針は、……つまり近代国民国家としての主権が及ぶ範囲である国家領域確定の観点から策定されたと理解すべきである。日本が明治維新によって前近代徳川国際秩序を清算し、近代国民国家としての自立を選択したからには、……琉球王国との関係を整理再編成して新国家体制内に位置づけなおす作業は……、国家統一過程における一段階として遂行されるべくして遂行されたのである⁴⁹」。ここで毛利氏は、「近代国民国家」の外交は「国家領域の確定」が必要となるという。とするならば、副島が台湾事件を正式

⁴³ 毛利敏彦『明治維新政治外交史研究』吉川弘文館2002、164－165頁。

⁴⁴ 同上、165頁。

⁴⁵ 同上、165頁。

⁴⁶ 同上、165頁。

⁴⁷ 同上、164頁。

⁴⁸ 同上、166頁。

⁴⁹ 同上、142頁。

の議題としなかったこと、また清国側の「化外ノ地」発言を文書にしなかったことは「近代国民国家」の外交として失策である、として毛利氏には受け取られたと思われる。

なお、ここで「名」と「実」の経緯を辿ってみたい。いうまでもなく「名」とは日清修好条規の批准と謁見問題のことであり、また、「実」とは台湾事件の処理のことである。毛利氏の「評価」に従えば「名」が「実」の先ということになるが、実際、そうであったのか。柳原が清国側から「化外ノ地」発言を得たは6月21日である。他方、清国皇帝との謁見の交渉は5月7日から始まってはいるが、それが実現したのは6月29日である。したがって、副島は、「化外ノ地」発言を謁見の前に得ていたことになる⁵⁰。

ここで、毛利氏の描く副島の外交像をまとめておこう。第一に、副島は「中国古典の故事来歴で理論武装⁵¹」することで、謁見問題を自国に有利に導いている。第二に、琉球の帰属に確信を持っていない副島は、台湾事件を正式の交渉議題としなかったのみならず、その成果の文書化さえ怠っている。そこで、毛利氏の「名」と「実」といういわば分裂した「評価」が提起されたのであろう。

しかしながら、筆者には、副島の交渉相手が「清国」であったことが副島の対清交渉を評価するうえで重要な視点であると思われる。すなわち、清国政府が副島に「跪拝」を要求したことから理解できるように、彼らはいまだ中華意識（＝世界の中心は自国であるとする考え方）から完全には抜けきれていなかったのである。このような清国に対して、副島は、一方的に西洋の論理である「万国公法」を振りかざすことはできなかった。その証拠に副島が渡清するまで、欧米諸国の外交官は清国皇帝と謁見ができなかったのである。当地の事情を冷静に鑑みた副島は、儒教思想の「五倫」の教えを「万国公法」の論理で読み替えて日清両国は「朋友」の関係にあると清国政府を説得し、その結果、「地球上にて最も頑固傲慢なる皇帝之各国に魁として謁見」を成し遂げたのである。つまりは東西両洋の思想に通じた副島であったからこそ、日本の国権を貶めることなく謁見ができたのである。だからこそ、「外務卿としては、夙に漢訳国際公法を精読し、之を東洋主義と折衷し⁵²」たとする副島外交の「評価」が生まれたと思われる。

⁵⁰ 明治6年6月9日、「英公使ウエード氏」は、副島を訪ねて、「万一清政府ニテ彼地（台湾、引用者）ハ我国ノ属ナレハ政權當サニ我由リ加ヘ及モスヘシト云ハハ将タ之ヲ如何セン」と質問している。対して副島は、「此權清ニ在リト云フヲ得ルノ証跡有リ生蕃ノ地ニ清国ヨリ曾テ官吏ヲ派シ置ク事無ク清ノ與地圖ニ生蕃ノ地名ヲ記載スルヲ見ス……我ハ此故ヲ以テ清ノ政府ハ生蕃ノ地ニ於ケル權ノ及フ可キ無シト謂ヘル也」と答えている（前掲、『日本外交文書 第六卷』、171頁）。ここには6月21日以前に副島が領土問題の対策を練っていたことが示される。

⁵¹ 同上、161頁。

⁵² 前掲、『副島種臣伯』、序1頁。

3 副島種臣の国際関係観について

さて、石井氏は、副島がアメリカ外交団の「助言」に依拠する形で対清交渉の政策を立案・実行したことを詳細に互って解明している。他方、毛利氏は、「近代国民国家」の外交のあり方を問うという観点から副島の対清交渉を再評価している。しかし、両者の研究がそれぞれの研究視角による分析であり評価であったことはすでに述べたとおりである。そこで、ここでは、副島自らの言説に基づいて、彼の外交姿勢あるいは国際関係観を窺ってみたい。

まず、石井氏も一部引かれているが、つぎのような発言がある。「夫レ自主ノ国ハ権ヲ操リ法ヲ立其境内ヲ治ム諺ニ言ヘル有リ天ニ二日無ク国ニ二主無シト両国目下他国ノ政令ヲ容ルル事條約ニ因テ甘ンスレトモ実ニ自主ノ権ヲ墜セリ故ニ両国先ツ其人民ヲ住地ノ管轄ニ帰セシメン事ヲ望ム也⁵³」(明治6年5月1日)。これは先の李鴻章に対して発したものであるが、副島は、日清両国は不平等条約によって「他国ノ政令」(=領事裁判権)が国内で行なわれているが、それを取り除いて、ともに「自主ノ国」としての権利を回復しようというのである。つまり、副島は、日本が欧米諸国と対等な国際的地位を獲得することを切望するのである。とするならば、副島が外見的にはアメリカ外交団の「助言」に従ってみせても、そのことは日本が「自主ノ国」に到達すべき手段・方法であったのかもしれない。

他方、アジア諸国とくに清国に対して、副島はどのような認識をもっていたのであろうか。「此時我儒蘇セ不ハ必ス古聖ニ対シ難キ事有ラン而シテ貴政府既ニ各国ト交通シ獨リ西洋ノ事情ヲ講究セス其レ可ナラン乎⁵⁴」(明治6年5月25日)。これは清国政府に対しての発言であるが、副島は、「我儒」として、日清両国は同じく儒教文化圏に属するとみなしている。その点、副島にはある種の親近感が存在したのかもしれない。しかしながら、副島は情に溺れることはせず、外交関係を処理するには「西洋ノ事情」(=「万国公法」)に準拠しなければならないというのである。したがって、毛利氏の指摘にもあるように、両国関係について、「君臣」から「朋友」への読み替えが行なわれたのである。

以上からすれば、副島は、「西洋ノ事情」に則した国際関係を思い描いていたようにみられる。しかし、日本が「自主ノ国」たることを望んだ背景には、「西洋ノ事情」に止まらず、つぎのような副島自らの事情があった。

副島は、謁見問題について、「我大使ノ意ハ貴国未タ接使ノ礼ヲ備ヘザルニ己ヲ枉ケテ謁見シ我君命ヲ辱メンヨリ須ク一応帰国復命シ他日接見之礼整備スルヲ待テ再ヒ来リ⁵⁵」(明治6年6月20日)としている。また、5月25日には、「友国通使スルハ交際ノ根本タル故接セ不ルヲ得ス然レトモ其使

⁵³ 前掲、『日本外交文書 第六巻』、139頁。

⁵⁴ 同上、152頁。

⁵⁵ 同上、176頁。

⁵⁶ 同上、147-148頁。

ヲ如何接待スルハ我カ君国ノ権ニ由ル何ノ議スル事カ之有ン⁵⁶」ともいう。これらの発言からすれば、副島が外交関係に関して最も重視したのは、「君命」、「君国ノ権」であったことが理解できる。毛利氏は副島が自らの名声を惜しむあまり副島が領土交渉をないがしろにしたとの評価を下されているが、副島が惜しんだのは実は「君」の「名」であったのである。だからこそ、副島は、屈辱的な謁見を行うくらいなら、もはや領土交渉に入る前に帰国すると述べたのである。

おわりに

以上において、明治6年の対清交渉に現われる副島の外交姿勢の諸点を検討したのであるが、再び、彼は昭和10年頃注目を浴びることになる。新聞記者の丸山幹治によれば、「先生（副島、引用者）の政治思想は、西洋直訳のものでなく、深遂な国史知識、国体観念に基づくものである⁵⁷」とされる。また、当時を代表する言論人である長谷川如是閑は、副島について、「東洋の聖人のやうな人格を以て、「欧米最新の主義」を摂取して時代に先駆した所に、真の伝統的日本人を見るのである⁵⁸」と評している。彼らは、副島における西洋思想と「国史知識、国体観念」の総合の仕方に注目したのである。

ところで、昭和10年といえば、まさしく美濃部達吉の天皇機関説が貴族院で弾劾された年に当たる。さらに、昭和12年には、国民の思想教化を目的として文部省から『国体の本義』が全国に配布されている。つまり、昭和10年前後というのは、政府による思想統制が強化されていく時期に相当する。それでは、牧野伸顕を含めて、「自由主義者」「親英米派」と目された彼らが副島に注目したのは、どのような思想的理由に因るものであったのか。その関連及び検討は後日を期したい。

⁵⁷ 前掲、『副島種臣伯』、289頁。

⁵⁸ 長谷川如是閑「現代日本の欠乏」（『長谷川如是閑集 第四巻』岩波書店1990、377頁）。